

〈建築工事の請負に関する契約書の印紙税額表〉

契約書記載金額	税 額
1万円未満	非課税
1万円以上 100万円以下	200円
100万円超200万円以下	400円
200万円超300万円以下	1千円
300万円超500万円以下	2千円
500万円超 1,000万円以下	1万円
1,000万円超5,000万円以下	1万5千円
5,000万円超 1億円以下	4万5千円
1億円超5億円以下	8万円
5億円超 10億円以下	18万円
10億円超50億円以下	36万円
50億円超	54万円
金額の記載のないもの	200円

なお、次の契約書等については印紙税は課税されませんので、印紙を貼る必要はありません。

●質権、抵当権等の設定、またはその譲渡に関する契約書

住宅ローンを借り入れるときの金銭消費貸借契約書には、印紙を貼らなければなりません。それと同時に作成される抵当権設定契約書、住宅ローン保証協会に対する火災保険の質権設定契約書には印紙を貼らなくていいことになっています。

●建物賃貸借契約書

建物賃貸借契約書の中に「家賃〇〇円を受領した」という記載があると、領収書となり、印紙を貼ることになります。

●委任状

●媒介契約書、売買委託契約書

媒介契約書に不動産業者が買取りをする旨の特約事項がある場合は、譲渡に関する契約書（売買契約書）に該当し、印紙税の課税対象となりますのでご注意ください。